

# 令和8年度

## 稲毛区地域活性化支援事業募集要項

募集期間 令和8年1月5日（月）

～令和8年1月26日（月）17時00分必着

### < 目 次 >

1 事業の趣旨・目的	2 ページ
2 応募資格	2 ページ
3 募集する事業	4 ページ
4 応募方法	7 ページ
5 審査から交付決定までの流れ	7 ページ
6 事業の実施及び事業の振り返り等	8 ページ
7 事業報告及び補助金の請求等について	9 ページ
8 その他	9 ページ
9 スケジュール	9 ページ
◎ 申請関係書類記載例	

### <お問い合わせ>

千葉市稲毛区役所 地域づくり支援課 支援第一班（区役所2階）

〒263-8733

千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号

電話：043-284-6105

ファックス：043-284-6149

メール：[chiikishien1.INA@city.chiba.lg.jp](mailto:chiikishien1.INA@city.chiba.lg.jp)



稻毛区

## 1 事業の趣旨・目的

稻毛区地域活性化支援事業は、区民の皆様が自ら行う地域課題の解決及び稻毛区の活性化のための活動を支援するものです。

活動を通じて、多様な主体間の交流によるネットワークづくりと、地域における協働・連携の継続的な取組みの推進を目指します。

## 2 応募資格

### （1）要綱等の遵守

以下の規則等を精読し、遵守することに同意している団体のみ応募可能とする。

- ① 千葉市補助金等交付規則
- ② 稲毛区自主企画事業補助金交付要綱
- ③ 稲毛区地域活性化支援事業実施要領
- ④ 稲毛区地域活性化支援事業募集要項
- ⑤ 稲毛区地域活性化支援事業に係る審査要領

### （2）申請団体の要件

- ① 稲毛区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、N P O 法人等又は市内の学生団体であること。  
※市内の学生団体とは、市内の大学等の学生が複数人以上、自らの意思により団体の構成員として所属し、かつ、その活動において主要な役割を担う団体をいう。
- ② 申請時点で 1 年以上継続して活動している団体又は今後 1 年以上継続して活動する見込みがある団体であること。
- ③ 団体の活動拠点が千葉市内にあること。団体が拠点を有しない場合には代表者が千葉市内に居住していること。
- ④ 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む）が、千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤ 団体の代表者が未成年でないこと。ただし、当該支援事業の申請までに、保護者又は在学・在勤など所属する組織の承諾を書面で得ている場合はこの限りではない。
- ⑥ 会則・規約等を有すること。
- ⑦ 構成員名簿を有すること。
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 営利を目的とした団体
  - イ 政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動を行っている団体
  - ウ 本補助金の交付を 3 回受けた団体。ただし、新規事業での申請についてはこの限りではない。

### （3）対象となる活動

- ① 稲毛区内での活動であること。
- ② 稲毛区における地域課題の解決及び地域の活性化に資する活動であること。

- ③補助金交付団体が自発的に計画し、責任をもって運営していること。
- ④同一内容の活動について、本補助金の交付が2回以内であること。
- ⑤次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動
  - ウ 特定団体の構成員のみを対象とした活動
  - エ 国・地方公共団体等からの補助、助成又は委託を受けている活動
  - オ 講演会・イベントの開催のみを目的とした活動
  - カ 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う活動
  - キ その他区長が適当ではないと認める活動

### 3 募集する事業

#### (1) 地域づくり活動支援事業

※応募は、1団体1事業に限ります。

対象	<p><b>ア 区テーマに基づく活動支援</b> <u>※注1</u></p> <p>区が設定するテーマに基づく活動を支援します。</p> <p><b>(ア) 学生・若者による地域づくりの実践</b></p> <p>稲毛区の特徴である教育機関の集積を活かした、学生・若者と地域における多様な交流は、活力ある文教のまちの確立に資すると考えられることから、その趣旨に沿う取り組みについて募集します。</p> <p><b>(イ) 地域を守る防犯力の向上</b></p> <p>稲毛区では令和5年度から防犯知識や防犯対策を学び、“地域を守る目”となる「防犯士」を養成する講座を実施しています。防犯士養成講座を通して学んだ知識等を生かして地域の防犯活動に積極的に取り組み、さらには活動事例を他の地域に発信することで、新たな地域のつながりの構築や、防犯意識の啓発になりうことから、その趣旨に沿う取り組みについて募集します。※稲毛区の「防犯士養成講座」修了者を含む団体であることが応募資格となります。</p> <p><b>(ウ) 文化・スポーツ交流を通した共生の地域づくり～多様性を尊重する地域づくりを目指して～</b></p> <p>文教のまちとして国籍や文化の異なる人たちとも互いの違いを認め合い、対等な関係の構築を目的とした多様な文化交流や、障害の有無に関わらず参加できるスポーツ活動を通じた共生社会の実現に向けた活動について募集します。</p> <p><b>(エ) みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛（まち）づくり</b></p> <p>「みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛（まち）づくり」実現のため、児童、青少年、障がい者、高齢者等の方々が抱える様々な課題の解決に向けて地域が取り組む社会福祉の増進に寄与する活動について募集します。</p> <p><b>(オ) 千葉開府900年記念事業</b></p> <p>千葉開府900年記念の機運醸成につながる活動で、千葉氏や千葉開府などの歴史について関心を高める取組みや、子ども・若者の学びや成長を支える取組みなどについて募集します。</p> <p><b>イ 地域活性化活動支援</b></p> <p>上記ア以外の、稲毛区の地域課題の解決や地域活性化に貢献する活動を支援します。</p>
補助対象団体	<p>町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、N P O 法人等、市内の学生団体</p> <p>※市内の学生団体…市内の大学等の学生が複数人以上、自らの意思により団体の構成員として所属し、かつ、その活動において主要な役割を担う団体をいう。</p>

補助対象経費	報償費	講師等への謝金 団体内への謝金や単価5万円を超える謝金は除く
	旅費	講師、ボランティア等の必要最小限度の交通費
	消耗品費	文具等短期間で消費されるもの 原則単価2万円未満のもの
	食糧費	会議やイベントのお茶代等 団体の親睦のための飲食、酒類は除く
	印刷製本費	印刷、製本、複写を行うために要する経費
	修繕料	事業執行のため必要不可欠な備品等の修理代
	光熱水費	新たに整備した地域活動拠点施設の光熱水費等
	通信運搬費	郵送料等
	手数料	金融機関への振込手数料等
	広告料	新聞折込広告料等
	保険料	レクリエーション保険等
	委託料	会場設営や警備等の委託料等 <u>一部委託に限る</u>
	使用料	会場や機材の使用料、賃借料等
	原材料費	加工用原材料費等
	備品購入費	事業執行のため必要不可欠な物品 原則単価2万円以上のもの <u>※注2</u>
	負担金	法令・契約等に基づいて負担しなければならない経費
補助率・上限額	補助対象経費から当該補助金以外の収入を控除した額の10分の10 上限額 20万円	
補助期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※同一内容の活動について、3回を限度に申請が可能です。ただし、毎年度申請・審査を要します。 ※決算報告書を年度末（3月末日）までに提出していただきますので、提出期限に間に合うよう事業計画を立ててください。	

※注1 区テーマに基づく活動支援と認められた場合、採点の際に点数の上乗せがあります。

※注2 補助対象経費の備品購入費についての留意点

備品購入費については、事業執行に必要不可欠な物品に限り購入可能です。備品購入費に対する補助金額は、備品購入費の1/2の金額で、10万円を上限とします。

(例1) : タブレット6万円（税込）の備品を購入した場合

$$\rightarrow 6\text{万円} \times 1/2 = 3\text{万円}$$

上限10万円以下なので、補助金額は3万円

(例2) : パソコン24万円（税込）の備品を購入した場合

$$\rightarrow 24\text{万円} \times 1/2 = 12\text{万円}$$

上限10万円超なので、補助金額は10万円

※注3 本市において助成制度のある資機材の購入は補助対象外です。

※注4 店舗等のポイントを充当した分は、補助対象外経費となりますのでご注意ください。

(2) 地域拠点支援に対する補助

※今回、設備費補助の募集は行いません。

対象	<p>稻毛区の地域課題の解決や地域活性化に貢献する活動のための、地域拠点の整備を支援します。</p> <p>※新たに地域拠点を整備する場合で、稻毛区内の不動産賃貸借契約が可能な空き店舗等を活用することが条件となります。（すでに拠点を有している場合は対象外です）</p> <p><b>ア 市内の学生団体</b> 市内の学生団体が行うもの</p> <p><b>イ その他の団体</b> 市内の学生団体以外が行うもの</p>
補助対象団体	<p>地域づくり活動支援に対する補助（区テーマに基づく活動支援、地域活性化活動支援）を申請予定であり、申請する事業の実施にあたり地域拠点の整備を必要とする団体。</p> <p>※ただし、地域づくり活動支援に対する補助対象団体となったとしても、必ずしも地域拠点支援に対する補助対象団体として選定されるとは限りません。</p>
補助対象経費	<p><b>家賃</b> ※敷金、礼金、共益費、管理費、駐車場使用料は対象となりません。</p>
補助率・上限額	<p><b>ア 市内の学生団体</b> 補助対象経費から当該補助金以外の収入を控除した額の10分の10 上限額 120万円 (上限月額 10万円)</p> <p><b>イ その他の団体</b> 補助対象経費から当該補助金以外の収入を控除した額の2分の1 上限額 120万円 (上限月額 10万円)</p>
補助期間	<p>令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>※地域づくり活動支援に対する補助と同時に受ける場合に限り、3回を限度に申請が可能です。ただし毎年度申請・審査を要します。</p>

## 4 応募方法

### （1）提出書類

- ①補助金交付申出書（地域づくり活動支援事業 または 地域拠点支援事業）
  - ②暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
  - ③事業計画書（様式第5号）
  - ④収支予算書（様式第6号）
  - ⑤誓約書（別紙様式）
  - ⑥関係法令等確認シート（別紙様式）
  - ⑦団体の会則・規約
  - ⑧団体の構成員名簿
  - ⑨前年度活動報告書（前年度から継続して活動している団体のみ）
  - ⑩前年度収支決算書（前年度から継続して活動している団体のみ）
- 【地域拠点支援に対する補助を申請する場合には下記の書類も必要となります。】
- ⑪賃貸借契約に関する見積書
  - ⑫物件の平面図

### （2）募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月26日（月） 17時00分 必着

### （3）提出先・提出方法

千葉市稲毛区役所 地域づくり支援課 支援第一班（区役所2階）まで 郵送または持参  
〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号  
電話 043-284-6105

## 5 審査から交付決定までの流れ

審査は、第1次審査（資格審査）及び第2次審査（公開プレゼンテーション及び書類審査）を経て、選定します。

### （1）第1次審査（資格審査）

第1次審査は、応募資格、対象事業の要件をすべて満たしているかを審査します。結果については、応募団体へ通知します。

### （2）第2次審査（公開プレゼンテーション及び書類審査）

第1次審査通過事業について、公開プレゼンテーション及び審査を行います。公開プレゼンテーションの開催時間等については、事前に応募団体へ通知します。  
なお、公開プレゼンテーションを欠席した団体の事業は選定の対象外となります。

### ＜選定方法＞

審査委員の平均得点の上位の団体から順位を決定し、予算の範囲内において補助金交付団体を決定します。平均得点が25点に満たない場合、または、複数の審査委員が審査票の審査項目

（1）のいずれかについて普通未満の採点をした場合は失格とします。

なお、「地域づくり活動支援事業」の内、「区テーマに基づく活動支援」の評価点は、区テーマに沿った内容であると審査委員から認められた場合、審査委員 1 人につき 5 点の加点となります。

#### ＜条件付き選定＞

事業の選定にあたっては、事業の改善などのために、計画年数や事業経費の見直し等をお願いした上で選定するなど、「条件付き選定」を行うことがあります。

### 公開プレゼンテーション

開催日時 令和 8 年 2 月 25 日（水）（予定）

場所 稲毛区保健福祉センター 3 階 社会福祉協議会大会議室（予定）

その他 ①指定の期日までにプレゼンテーション用資料を提出していただきます。

②公開プレゼンテーションを欠席した団体は本事業の選定の対象外となります。

③日程は都合により変更になる場合があります。

#### （3）審査結果について

審査結果については、すべての応募団体に文書で通知します。

また、補助金交付団体として決定した団体については、稲毛区ホームページで周知します。

#### （4）補助金交付申請・決定

**新年度の事業開始前までに稲毛区自主企画事業補助金交付申請書（様式第 1 号又は様式第 2 号）を提出してください。**

補助金の交付が決定した団体に、稲毛区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第 7 号）を送付します。

## 6 事業の実施及び事業の振り返り等

#### （1）事業の実施

補助金交付団体は、申請した事業計画などに沿って事業を実施していただきます。

※事業計画・予算配分等に変更が生じる場合には**必ず事前に**ご相談ください。変更に係る書類の提出が必要となります。

#### （2）状況報告

区長が必要と認めるときは、事業の進捗状況等に関し、報告していただく場合があります。

#### （3）中間報告会・事業報告会

中間報告会（10月開催予定）、事業報告会（令和 9 年 4 月開催予定）に出席し、活動状況等の報告をしていただきます。

#### （4）活動状況の取材協力等

適宜、稻毛区職員による活動状況の取材・ヒアリングを行いますので、ご協力をお願いします。  
また、活動状況については市政だより稻毛区版や、稻毛区ホームページで公開します。

#### （5）補助期間終了後

最長3年間の補助期間終了後も、中間報告会や事業報告会に参加いただき、活動状況の確認やフォローアップを行いますのでご協力をお願いします。

### 7 事業報告及び補助金の請求等について

#### （1）事業報告

事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第13号）、事業報告書、収支決算書及び領収書等を提出していただきます。

※領収書等の宛名は団体名とし、支出内容が分かるものとしてください。また、原本を提出していただきます。

※領収書がない等、本事業における適正な支出として確認ができない場合、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

#### （2）補助金の請求

補助金は事業完了後の支払いとなります。ただし、必要に応じ事前に支払い（概算払い）することができます。

### 8 その他

本事業への申出等にかかる経費（人件費等）は、補助対象外です。

提出した事業計画を実施しない場合や、虚偽の申請をした場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

本事業は令和8年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更となる場合があります。

### 9 スケジュール

募集期間	令和8年1月5日（月）～令和8年1月26日（月）
申出書提出期限	令和8年1月26日（月）17時00分必着
第一次審査（書類審査）	令和8年2月上旬
第一次審査の結果通知	令和8年2月上旬
第二次審査（公開プレゼンテーション）	令和8年2月25日（水）（予定）
第二次審査の結果通知	令和8年3月中旬
申請書提出期限	令和8年4月1日
事業の開始	令和8年4月1日
中間報告会	令和8年10月
事業の終了	令和9年3月31日
実績報告書提出期限	令和9年3月31日
事業報告会	令和9年4月

## 記載例

## 毛区自主企画事業補助金交付申出書（地域づくり活動支援事業）

年 月 日

(あて先) 稲毛区長

団体の事務所がある場合はその住所を、ない場合は代表者の住所をご記入ください。

申出書提出日

申出者 ○○ ○○  
住所 稲毛区○○  
名称 NPO法人 ○○○  
代表者職・氏名 代表 ○○ ○○

申出者と同じ方でも構いません。  
「職名」を忘れずにご記入ください。

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外で、本欄に代表者の記名を記入する場合は、記名押印してください。

令和〇年度地域づくり活動支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり要望します。

## 1 申出団体

当てはまる区分を丸で囲んでください。

団体区分	町内自治会・ボランティア団体・市民活動団体・NPO法人等・市内の学生団体	
設立(活動開始)年月日	令和〇年 ○月 ○日	
構成員数(会員数)	○人(令和〇年 ○月 ○日現在)	
ホームページ	有)【URL】 <a href="https://〇〇">https://〇〇</a>	]・無
活動趣旨・目的	今回要望する事業だけではなく、申出団体の活動全体の目的をご記入ください。	
活動内容・実績	団体の活動内容、これまでの活動実績をご記入ください。	
助成実績・予定	(過去5年間に他団体(本市を含む)からの助成実績等がある場合に記入)  (令和〇年度他団体)	

## 2 申出事業

当てはまる区分を丸で囲んでください。  
「ア 区テーマに基づく活動支援」で申出する場合は  
(ア)～(オ)から選択してください。

活動名	〇〇教室
申出区分	ア 区テーマに基づく活動支援(ア)学生・若者による地域づくりの実践 (イ)地域を守る防犯力の向上 (ウ)文化・スポーツ交流を通した共生の地域づくり ～多様性を尊重する地域づくりを目指して～ (エ)みんなで支え合い安心して暮らせる稲毛づくり (オ)千葉開府900年記念事業  イ 地域活性化活動支援
共催・後援・協賛等	無・有)→ 共催・後援・協賛 協力[〇〇自治会]
補助金交付申出額	収支予算書「1収入」欄の「市補助金」と同額
事業総経費 (対象事業費)	[収入総額(見込み)] [支出総額(見込み)] 収支予算書「1収入」欄の計と、「2支出」欄の計と同額
実施時期・期間	年 月 日～年 月 日
補助金の交付を受けたい時期	年 月 日
添付書類	1. 事業計画書(様式第1号) 2. 収支予算書(様式第2号) 3. その他区長が希望する時期を記入ください。

## 3 担当者連絡先

役職	氏名
電話	本事業に関して、日中連絡が可能な方の連絡先をご記入ください。
携帯電話	
住所	〒

## 記載例

年 月 日

## 稻毛区自主企画事業補助金交付申出書（地域拠点支援事業）

(あて先) 稲毛区長

団体の事務所がある場合はその住所を、ない場合は代表者の住所をご記入ください。

申出者 ○○ ○○  
住所 稲毛区○○  
名称 NPO法人 ○○○  
代表者職・氏名 代表 ○○ ○○

申出者と同じ方でも構いません。  
「職名」を忘れずにご記入ください。

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和〇年度地域拠点支援事業補助金 当てはまる区分を丸で囲んでください。 します。

## 1 申出団体

団体区分	町内自治会・ボランティア団体・市民活動団体・NPO法人等・市内の学生団体
設立(活動開始)年月日	令和〇年 〇月 〇日
構成員数(会員数)	〇人 (令和〇年 〇月 〇日現在)
ホームページ	URL: http://.../ 〇〇〇
活動趣旨・目的	今回要望する事業だけではなく、申出団体の活動全体の目的をご記入ください。
活動内容・実績	団体の活動内容、これまでの活動実績をご記入ください。 (過去5年間に他団体(本市を含む)からの助成実績等がある場合に記入)
助成実績・予定	(令和〇年度に他団体(本市を含む)からの助成予定がある場合に記入)

## 2 申出事業

事業名	〇〇教室	
建物	所在地 〒 建物の名称	住所 稲毛区 収支予算書「1収入」欄の計と、「2支出」欄の計と同額
補助金交付申出額	家賃補助	円
事業総経費 (対象事業費)	[収入総額(見込み)] [支出総額(見込み)]	円 円
賃貸借期間	年 月 日 ~	年 月 日
補助金の交付を受けたい時期	年 月 日	
添付書類	1. 事業計画書(様式第5号) 2. 収支予算書(様式第6号) 3. 貸借契約にかかる見積書 4. 物件写真 5. 希望する時期をご記入ください。	対象事業の実施時期をご記入ください。

## 3 担当者連絡先

役職	氏名
電話	本事業に関して、日中連絡が可能な方の連絡先をご記入ください。
携帯電話	
住所	〒

記載例

## 暴力団排除に関する誓約書

稻毛区自主企画事業（稻毛区地域活性化支援事業）の交付要望及び申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、千葉市が暴力団排除に必要な場合には、千葉県警察に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（1）暴力団（千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「条例」という。第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

（2）暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員等と密接な関係を有する者

（4）前3号に掲げる者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体

年 月 日

提出日をご記入ください。

千葉市稻毛区長あて

（誓約者）

団体名

住所

代表者の職・氏名

「申出書」に記載の団体名、住所、代表者の職・氏名をご記入ください。

※職名を忘れずに記入願います。

（注）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

記載例

団体名

NPO 法人〇〇〇

## 事業計画書

応募する活動・事業について

事業名	〇〇教室
目的 (解決したい地域 課題など)	課題となっている地域の状況と解決方法をご記入ください。 (例) 現在、〇〇が課題となっているが、□□を対象に●●をすることで解決への糸口を見つけることを目的とする。
取組内容 (地域拠点支援 事業の場合は拠 点の使用方法 等)	課題解決及び地域活性化につながる具体的な取り組み内容、場所、対象者、実施頻度など、できるだけ詳細にご記入ください。
実施スケジュール (地域拠点支援の 場合は拠点の利用 計画等)	課題解決及び地域活性化につながる活動のスケジュールをご記入ください。 ・準備の時期はいつで何をするか。 ・広報や周知の時期はいつで何をするか。 ・事業実施の時期はいつで何をするか。 等
実施場所・地域	活動場所を詳細にご記入ください。
応募する活動・事業の終了後に、地域がどのようになることを期待しますか。 (地域拠点支援事業の場合は補助期間終了後の拠点維持等も含めて記載)	
当該事業を実施することによって、地域にもたらせること (成果・効果等) をご記入ください。	
来年度の展望 (予定)	
当該年度以降、どのような活動を計画しているのかご記入ください。	

## 記載例

団体名

NPO 法人 ○○○

## 收支予算書

## 1 収入

収入科目	金額(円)	内訳
市補助金	200,000	稲毛区地域活性化支援事業補助金
寄付金	12,345	○○自治会からの寄付
参加費		
雑収入		
その他		収入額と支出額の計は同額となります。
計	212,345	

## 2 支出

支出科目	金額(円)	内訳
報償費	60,000	大学教授による講演 (@20,000円×3回)
旅費	10,000	ボランティア活動交通費
消耗品費	2,345	資料保存用ファイル、消毒用アルコール
食糧費	10,000	会議用お茶
印刷製本費	50,000	チラシ印刷代
通信運搬費	40,000	ホームページ運営費
手数料	5,000	振込手数料
使用料	35,000	オンライン会議使用料
計	212,345	内訳欄には支出の内容・金額を具体的にご記入ください。

注) 以下のような助成金の使用は対象としません。

- ・親睦のための飲食及び酒類
- ・団体内、又は単価5万円を超える謝礼金

記載例

## 誓約書

提出日をご記入ください。

年 月 日

(あて先) 稲毛区長

申請団体の名称 NPO 法人 ○○○  
 代表者の職・氏名 代表 ○○ ○○ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

当団体及び団体の事業が稲毛区地域活性化支援事業実施要領第2条各号及び第3条各号に該当することを誓約します。

この誓約に違反又は相違があり、補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

また、事務局が必要と認めた場合には、代表者本人及び関係者へ照会がなされることに同意いたします。

記

## 稲毛区地域活性化支援事業実施要領 (抄)

第2条 要綱第2条第1号の対象となる補助対象団体は、次の各号にすべて該当しなければならない。

- (1) 稲毛区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、商業団体、NPO法人又は市内の学生団体であること。市内の学生団体とは、市内の大学等の学生が複数人以上、自らの意思により団体の構成員として所属し、かつ、その活動において主要な役割を担う団体をいう。
- (2) 申請時点で1年以上継続して活動している団体又は今後1年以上継続して活動する見込みがある団体であること。
- (3) 団体の活動拠点が千葉市内にあること。団体が拠点を有しない場合には代表者が千葉市内に居住していること。
- (4) 当該団体又はその役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む)が、千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 団体の代表者が未成年でないこと。ただし、当該支援事業の申請までに、保護者又は在学・在勤など所属する組織の承諾を書面で得ている場合はこの限りではない。
- (6) 会則・規約等を有すること。
- (7) 構成員名簿を有すること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 営利を目的とした団体
  - イ 政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動を行っている団体
  - ウ 本補助金の交付を3回受けた団体。ただし、新規事業での申請についてはこの限りではない。

第3条 要綱第2条第1号に定める補助事業は、次の各号にすべて該当しなければならない。

- (1) 稲毛区内での活動であること。
- (2) 稲毛区における地域課題の解決及び地域の活性化に資する活動であること。
- (3) 補助金交付団体が自発的に計画し、責任をもって運営していること。
- (4) 同一内容の活動について、本補助金の交付が2回以内であること(ただし地域拠点支援における設備補助は初年度の1回に限る。)。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動
  - ウ 特定団体の構成員のみを対象とした活動
  - エ 国、地方公共団体等からの補助、助成又は委託を受けている活動
  - オ 講演会・イベントの開催のみを目的とした活動
  - カ 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う活動
  - キ その他区長が適当ではないと認める活動

## 記載例

### 稻毛区地域活性化支援事業 関係法令等確認シート

補助金申請事業に関係する法令を確認し、法令を所管する市等の部署に相談し、本シートに記載してください。

#### 1 団体名

NPO 法人 ○○○

#### 2 事業名

○○教室

#### 3 申請事業に関係する法令及び市等の所管部署

※関係法令が複数ある場合は、複数記載してください。

	具体的な事業内容	関係法令	所管部署
例	(例) 参加者に調理した食事を提供する。	(例) 食品衛生法	(例) 千葉市保健所食品安全課
1			
2			
3			

#### 4 相談内容（日時、相談した団体の担当者、部署、担当者及び内容）

例) ○月○日 (○)、○○が千葉市○○課○○班に行き (電話をし)、○○担当に相談した。月に1回程度、参加者に○○や○○など飲食物を提供したいが、食品衛生法上必要な手続きや制限、気をつける点があるか相談したところ、次の回答・助言があった。

①今回の取組みは○○で○○なので、○○の手続きが必要である。食品衛生法上、○○はできない。

②飲食物の提供にあたっては、○○に留意してほしい。

※担当部署に相談した内容及び回答を詳しく記載してください。